

大分県報

令和七年
号外（六九）
十一月二十八日

（金曜日）

目次

規則

- 大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部改正……………一
大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部改正……………一
大分県屋外広告物条例施行規則の一部改正……………一

〇規則

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十六号

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

大分県住民基本台帳法施行条例の施行に関する規則（平成十四年大分県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第一号二及び第二号ハ中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第一号様式及び第五号様式中「（略）」を「（略）」に改める。

附則

この規則は、令和七年十二月二日から施行する。

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十七号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則の一部を改正する規則

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則（令和二年大分県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、国民健康保険被保険者証」を削る。

第二号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式中「（略）」を削る。

附則

この規則は、令和七年十二月二日から施行する。

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十一月二十八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県規則第五十八号

大分県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年大分県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十三号様式（裏）の注4(3)中「（略）」を削り、同様式（裏）の注5中「（略）」を「上」に改める。

附則

この規則は、令和七年十二月二日から施行する。